

令和五年九月射水市議会定例会

市長提案理由説明要旨

令和五年九月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

はじめに

去る七月十二日から十三日にかけて、活発な梅雨前線の影響により、大気の状態が非常に不安定となり、県内では初めてとなる線状降水帯が発生し、記録的な大雨となりました。この大雨の影響により、県内各地で土砂災害や浸水被害等が発生し、市内におきましても、冠水による床上・床下浸水や道路の陥没、法面の崩落のほか農地・農林水産業施設などで多くの被害が発生いたしました。

被災された皆様には、心からお見舞いを申し上げます。

市では、被災された方々への支援をはじめ、冠水した道路や側溝の清掃・消毒のほか、土砂崩れ等の被災部の保護や崩落した土砂の除去など、迅速に応急対応を行うとともに、早期の被害状況の把握に努めたところであります。今回の対応に当たりましては、災害協定に基づき、射水市建設業協会をはじめ、富山県測量設計業協会及び斜面防災対策技術協会富山支部並びに関係企業の皆様にご協力をいただいております。深く感謝を申し上げます。

また、一日も早い復旧に取り組むため、災害復旧費用に係る補正予算を専決処分し、今定例会に報告しております。

市といたしましては、今回の災害対応を教訓としつつ、引き続き、あらゆる災害を想定しながら、自助、共助、公助による社会全体で災害に備える力を向上させるとともに、防災・減災対策に万全を期してまいります。

一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した八月の月例経済報告によりますと、景気の先行きにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあつて、緩やかな回復が続くことが期待されるとしております。

しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしております。

こうした中、国におきましては、去る六月に決定した「経済財政運営と改革の基本方針二

○二三」に基づき、三十年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きを更に力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させるとしております。

また、エネルギー価格や物価高騰対策を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も燃料油価格対策への取組を含め、機動的に対応するとしており、本市といえしましても、今後の国の動向を注視しながら、引き続き市民生活や事業活動を守るため、必要な施策を講じてまいります。

二 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

地方創生の推進につきましては、国では、デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づく施策を着実に実行していくため、その取組状況のフォローアップを行うとともに、先般整理した施策の深化・具体化や新規施策に関する当面の重点検討課題に基づき、年末に総合戦略を改訂し、その実現を図るとしております。

本市におきましては、こうした国の動向を踏まえるとともに、新たに策定した第三次総合

計画及び前期実施計画との整合を図り、より効果的に事業を推進するため、第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略の一部を見直すこととしており、今定例会において、その概要についてお示ししております。

引き続き、総合戦略に掲げる施策に着実に取り組み、人口減少の克服と地域活性化による地方創生を推進してまいります。

妊娠期から切れ目のない支援の充実につきましては、将来、出産を希望する方々が妊娠に備えて医療機関で健診を受診し、生活習慣や健康な体づくりに関する教育や助言を受ける費用を助成するプレ妊活健診費助成事業を県と連携して実施し、子どもを安心して生み育てられる環境の更なる充実を図ってまいります。

豊かな心と健やかな体の育成につきましては、学校部活動の段階的な地域移行の推進において、剣道、バスケットボール及び柔道競技に続き、ハンドボール、卓球及びソフトテニスの競技について、休日の部活動を今月から順次地域に移行し、持続可能な活動環境の整備に向け計画的に取り組んでまいります。

また、その他の競技や文化部活動につきましても、今後の地域移行の進め方について、引

き続き関係団体と協議を進めてまいります。

教育環境の整備につきましては、学校の適正規模・適正配置を踏まえた望ましい教育環境の実現に向け、去る七月二十六日に第一回放生津小学校・新湊小学校統合準備会を、先月三十日に第一回PTA部会を開催いたしました。

引き続き、両校の新設統合に向け、校名や校歌、通学に関することなど必要な事項について、丁寧かつ着実に協議を進めてまいります。

高等教育機関等の新たな学びの場の創出につきましては、市内において大学等を設置する者を対象とする企業版ふるさと納税を活用した大学等設置促進助成金制度を創設いたします。この制度により本市への大学等の設置を促進し、新たな学びの地域拠点の創出や大学等との共創・協働による地域課題の解決を図るとともに、本市への若者の定着による人口減少の克服を目指してまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、来年度、全国中学校体育大会が北信越地方で開催されます。本市では、八月に新湊アイシン軽金属スポーツセンターにおいて第

五十四回全国中学校相撲選手権大会を開催することとなり、去る七月二十日に実行委員会を組織したところであります。今後は、大会の開催に向け計画的に準備を進めてまいります。

また、現行のスポーツ推進計画は、今年度末で計画期間が終了することから、本市の新たなスポーツ推進の方向性を示す第二次スポーツ推進計画の策定に向け、スポーツに関する意識調査を実施し、現行計画の成果や課題等の整理を行ったところであり、引き続き市民ニーズを捉えたスポーツ施策が展開できるよう計画の策定を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、物価高騰が続く中、市内商工団体が主体となり、プレミアム付きデジタル商品券を発行する「射水まるごとデジタル応援券事業」に対して支援を行い、市民の経済的負担を軽減するとともに、消費喚起による地域経済の活性化並びにキャッシュレス決済の更なる普及を促進してまいります。

農林水産業の振興につきましては、少子高齢化や人口減少により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林漁業者の所得向上を目指し、需要拡大が続く海外市場に向け農林水産物等の輸出に取り組む生産者・事業者に対し県と連携して支援してまいります。

女性活躍の推進につきましては、昨年度に引き続き、働く女性のためのいみずキャリアステップ応援塾を先月開講いたしました。今年度は、市内事業所から二十一名の皆様にご受講いただき、十二月までの全五回の講座を通して、職場における管理職やリーダーとしてのスキルアップと業種・職種の枠を超えたネットワークづくりを支援してまいります。

また、先月二十七日には、地域を活性化する活動を実践されている女性を講師に迎え、講演とワークショップを通じて、女性の地域活動への参加を後押しする女性活躍推進セミナーも開催したところであります。

引き続き、女性が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる環境づくりを推進してまいります。

公共交通網の整備につきましては、来月二日から十二月二十四日までの期間、本市の南東エリアにおいて、ＡＩを活用したオンデマンドバスの実証運行を行います。また、アンケート調査等を通じて事業の検証を行うなど、持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向け取り組みでまいります。

地域共生社会の実現に向けた体制づくりにつきましては、今後の高齢者人口の増加を見据

え、在宅高齢者の介護予防や相談支援体制の充実と地域包括ケアシステムの要である地域包括支援センターの圏域の適正化を図るため、令和六年度から新たに大島地域包括支援センターを設置、運営できるよう準備を進めてまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、先月九日に第二回障がい者総合支援協議会を開催し、第三次障がい者基本計画及び第七期障がい福祉計画・第三期障がい児福祉計画の骨子案を取りまとめたところであります。

引き続き、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現と必要な障害福祉サービスの提供に向け計画の策定を進めてまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者保健福祉計画・第九期介護保険事業計画の策定に向け、先月三日に第二回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催し、昨年度に実施した各種アンケート調査から見てきた高齢者及び介護保険サービス事業所等のニーズや先般、国から示された基本指針案を踏まえ、本計画の骨子案を取りまとめたところであります。

今後は、これまで取り組んできた地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、本市の実情

を踏まえた実効性のある計画の策定を進めてまいります。

観光の振興につきましては、本年十一月に全国の観光関係者が一堂に会し、北陸三県の様々な観光素材の商品化に向けた検討を行う「全国宣伝販売促進会議」の体験型見学会に、内川遊覧船のナイトクルーズ及び市内での夕食・宿泊を含むコースが組み込まれることが決定されたところであります。

本市といたしましては、観光協会など関係機関と連携し、観光庁の補助金も活用しながら、本市における観光の可能性を余すところなく伝えられる機会となるよう、鋭意準備を進めてまいります。

また、道の駅新湊につきましては、これまでの二回にわたるサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、来月から道の駅新湊及び新湊農村環境改善センターのリニューアルに向けた事業者公募を実施することとしております。公募に当たりましては、運営事業者と設計、施工事業者を一つのグループとして一体的に選定するDBO方式と呼ばれる手法を採用するなど、民間事業者のアイデアとノウハウを最大限取り入れながら、本市が目指す「稼げる観光」を体现する魅力的なエリアとなるよう取り組んでまいります。

空き家対策の推進及び移住・二地域居住等の促進につきましては、空き家や移住に関する様々な相談、情報発信等をワンストップで行うトータルサポート窓口の設置を検討しているところであり、来月から民間事業者に委託する業務範囲や参入条件等を整理するため、広く民間事業者とのサウンディング型市場調査を行うなど、事業化に向けた準備を進めてまいります。

友好都市との交流につきましては、今月十五日から十七日にかけて、士林国際文化フェスティバルの開催に合わせて台北市士林区を訪問することとしており、フェスティバルでは、本市の紹介ブースを設け、観光や文化など本市の魅力をPRしてまいります。

あわせて、令和六年度には、友好提携五周年記念事業を本市で実施する予定としており、記念事業の内容や今後の交流事業の展開について協議するとともに、今後幅広く市民交流の促進を図るため、芸術文化やスポーツなど多様な分野での交流について関係機関と意見交換を行うこととしております。

今回の訪問は、令和元年七月の友好交流協力に関する覚書締結以来、四年ぶりの対面での交流となるものであり、今後ますますの双方の発展、友好関係の強化を図ってまいります。

文化財の保存と活用につきましては、来月十日に新湊博物館が開館二十五周年を迎えることから、今月二十二日から十一月二十六日までの期間、記念特別展「海が支えた放生津幕府明応の政変と足利義材^{よしき}」を開催いたします。北陸の港町に放生津幕府と呼ばれる政権を成立させた將軍足利義材の足跡と遺産を紹介し、多くの方々に郷土が誇る歴史への理解を深めていただく機会としてまいります。

信頼される市政の推進につきましては、市民と行政の分かり合いを進めるため、去る七月二十四日、二十九日、三十一日の三日間、市内三会場においてタウンミーティングを開催いたしました。今年度からスタートした第三次総合計画の概要のほか、取り組む施策について市民の皆様との共通理解に努めたところであり、頂いたご意見を今後の施策に生かしてまいります。

健全な行財政運営の推進につきましては、今年度から令和九年度までの五年間を推進期間とする第五次行財政改革大綱及び行財政改革集中改革プランを今定例会でお示ししております。社会変化に柔軟に対応しつつ、健全な財政基盤を堅持していくため、本プランに示す具

体的な取組を着実に実行し、行財政改革を一層推進してまいります。

次に、令和四年度の決算状況について申し上げます。

令和四年度の一般会計における実質収支、いわゆる決算上剰余金は、十五億三千六百六十七万三千円の黒字となりました。

また、財政状況を客観的に表す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が昨年度から〇・四ポイント増の九・二パーセントに、将来負担比率が昨年度から十一・七ポイント減の六十七パーセントとなりました。

引き続き、施策の選択と集中による不断の行財政改革に取り組みながら、将来にわたる健全財政の堅持に努めてまいります。

三 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、エネルギー価格や物価高騰対策として、新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金を活用し、公共施設の指定管理者をはじめ、高齢者福祉施設や障害者福祉施設等を運営する法人への支援のほか、小・中学生及び高校生並びに妊婦のインフルエンザ予防接種費用に対する助成金等を追加するものであります。

補正額としましては、十二億四千九百五十五万四千円を増額し、予算総額を四百七億八千八百五十五万四千円とするものであります。

また、令和四年度決算上剰余金の一部につきましては、地方財政法の規定に基づき、市債の繰上償還の財源に充てております。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計など五つの会計において、総額で一億九千九百六十八万一千円を増額し、予算総額を三百五十三億二千百五十万二千円とするものであります。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市市税条例及び射水市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」など二件を提出しております。

条例以外の議案としましては、企業会計における未処分利益剰余金の処分について二件を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第七十九条の規定により、災害復旧に係る一般会計補正予算（第三号）について専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるほか、地方自治法第一百八十条の規定による専決処分について報告するものであります。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和四年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告しております。

認定案件につきましては、令和四年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、並びに各企業会計決算など七件について、監査委員の意見を付して提出しております。

あわせて、地方自治法第二百三十三条第五項の規定により、「令和四年度一般会計及び特別会計における主要施策の成果に関する報告書」を提出しております。

以上が、本日提出いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。